

議案第 16 号

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 20 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための附属機関として、北名古屋市災害弔慰金等支給審査会を設置するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（災害弔慰金等支給審査会）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、北名古屋市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表民生委員推薦会委員の項の次に次のように加える。

災害弔慰金等支給審査会委員	日額 20,000円
---------------	------------